

東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部設置要綱

(設置)

第1条 東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「事故」という。）に伴う放射性物質の影響が本県にも及んでいることから、その対応施策を総合的かつ計画的に検討し、その実施を推進するため、府内の連絡調整等を行う組織として東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事故に係る放射性物質の影響に対する県民生活の安全安心の維持確保に関すること
- (2) 事故に係る放射性物質の影響による風評被害防止対策に関すること
- (3) 事故に係る放射性物質の影響に関する情報収集並びに広報に関すること
- (4) その他、事故に係る放射性物質の影響に関して本部が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総理し、会議を主宰する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じ、議題に關係のある本部員のみを招集し、会議を開催することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部会議に付すべき事項について調整・検討するとともに、本部長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長及び副幹事長の職務並びに幹事会の会議については、第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、環境生活部環境生活総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年7月19日から施行する。

別表1 (第3条関係)

役職名	職名
本部長	知事
副本部長	第一順位の副知事 第二順位の副知事
本部員	公営企業管理者 教育長 総務部長 震災復興・企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農林水産部長 土木部長 会計管理者 県警本部長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 労働委員会事務局長

別表2（第5条関係）

役職名	部局名	職名
幹事長	環境生活部	環境生活部長
副幹事長	環境生活部	環境生活部次長（部所管行政を総括する者） 環境生活部次長（技術担当）
幹事	総務部	私学文書課長、危機対策課長
	震災復興・企画部	震災復興・企画総務課長
	環境生活部	環境生活総務課長、環境対策課長、原子力安全対策室長、食と暮らしの安全推進課長
	保健福祉部	保健福祉総務課長、健康推進課長、子育て支援課長
	経済商工観光部	経済商工観光総務課長、新産業振興課長、観光課長
	農林水産部	農林水産総務課長、食産業振興課長、農業振興課長、農産園芸環境課長、畜産課長、林業振興課長、水産業振興課長、水産業基盤整備課長
	土木部	土木総務課長、港湾課長、下水道課長
	出納局	会計課長
	企業局	水道経営管理室長
	教育庁	教育庁総務課長、スポーツ健康課長
	警察本部総務部	総務課長
	人事委員会事務局	総務課長
	監査委員事務局	総務課長
	労働委員会事務局	総務課長